

令和 8 年度 バーベキュー利用啓発業務委託

設計書

(当初設計)

工事番号

路線名等

履行場所 明石市 林崎海岸から松江海岸まで

工 種

明石市 都市局 都市整備室 公園・海岸課

工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
海浜利用啓発業務					
昼間啓発業務(2人体制) 8時から17時 実働8時間	67	日			施工 第0-0001号内訳表
昼間啓発業務(4人体制) 7時から16時,8時から17時(各2人計4人) 実働8時間	18	日			施工 第0-0002号内訳表
直接費計					
諸経費		式			
業務価格計					
消費税相当額		式			
総計					

施工単価表

施工 第0-0001号内訳表

昼間啓発業務(2人体制)

[規格1] 8時から17時

[規格2] 実働8時間

[摘要]

1日 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
利用啓発誘導員(昼)	2	人			1 直接人件費
単位 当り	1	日			

施工単価表

施工 第0-0002号内訳表

昼間啓発業務(4人体制)

[規格1] 7時から16時,8時から17時(各2人計4人)

[規格2] 実働8時間

[摘要]

1日 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
利用啓発誘導員(昼)	4	人			1 直接人件費
単位 当り	1	日			

バーベキュー利用啓発業務委託

仕様書

1 業務目的

海岸利用者が多くなる季節を迎えるにあたり、現地に啓発誘導員を配置し、海岸利用者に対し海浜の利用及び海浜利便施設に関して規定している「明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例」（以下「海浜利用条例」という。）の趣旨を啓発・浸透させることにより、マナーの向上と適正化を図る。

2 業務場所

海浜利便施設：林崎海岸広場

海岸：林崎海岸、松江海岸（別紙1で示す範囲）

3 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで

○啓発実施期間については下記のとおりとする。

令和8年4月25日（土）午前8時から令和8年8月31日（日）午後5時まで

4 業務概要

（1）業務内容

- ①林崎海岸・松江海岸（東部）でバーベキューを行っている者、又は、行おうとしている者に対し、海浜利用条例の趣旨等を記載したチラシを配布し、バーベキュー等可能区域への誘導を行うこと。また、林崎海岸広場内で火気を使用している者、又は海浜利用条例に規定するバーベキュー等禁止区域でバーベキューをしている者に対し中止するよう指導すること。再三にわたる指導にも応じず上記の行為を止めない場合、啓発誘導員は警察へ通報するとともに、業務責任者へ報告すること。業務責任者は、速やかに市担当者まで連絡すること。（バーベキュー等禁止区域については、別紙2を参照のこと）
- ②海岸利用者に対し、ゴミの持ち帰りなど利用マナーについて啓発するとともに、海岸利用者が自ら出したゴミを海岸及び海浜利便施設内に投棄した場合、又は、投棄しようとしている場合は、持ち帰るよう指導すること。現地備え付けゴミステーションに投棄した場合、又は、投棄しようとしている場合も同様とする。
- ③バーベキュー利用者に対し、現地に設置してある消し炭捨て場の案内を行い、使用後の炭は、砂浜に放置しないよう啓発すること。放置した者、又は、放置しようとしている者を発見した場合、消し炭捨て場へ投棄するよう指導すること。
- ④バーベキュー利用者に対し、バーベキュー等可能区域への誘導を概ね図った段階で、啓発誘導員は、業務場所を巡回し啓発を行いながら、ゴミ・炭・花火の燃え殻等を拾い集めること。収集したゴミ等は、備え付けゴミステーションに投棄すること。清掃に必要な資材（軍手、ゴミ袋、火箸、ふるい、スコップ等）は、市が提供する。
- ⑤消し炭捨て場については、適時状況を把握し、必要があれば掛水を行い鎮火させること。消し炭捨て場の状況は、業務日報へ記録すること。また、現地に備え付けている消火用バケツ内に水が無い場合は、適時、水の補給を行うこと。

なお、業務の開始、休憩前及び終了時には、必ず消火用バケツ内に水がはられていることを確認し、水が無い場合は、水の補給を行うこと。

バケツやひしゃくが無くなっている場合は、市へ報告すること。

- ⑥他の者の迷惑となるような行為（大声で騒ぐ、犬の放し飼い、犬の糞の放置等）を発見した場合は、その行為者に是正するよう指導すること。また、砂浜・護岸等において、火気を直火で使用している場合は、砂浜等を汚損するため中止するよう指導すること。花火の行為者に対し、他の海岸利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう指導・啓発するとともに、環境基本条例の趣旨を説明すること。
- ⑦松江海岸（西部・別紙1で指示する範囲）の利用状況を1日1回（原則14時）調査すること。また、海岸の状況をデジタルカメラにて撮影し、市へ報告すること。
- ⑧林崎海岸広場内の立入禁止を明示しているロープや看板について、軽微な破損が発見された場合は、修復すること。なお、修復するための資材は、市が提供する。
また、施設に異常等があった場合は、業務責任者へ報告すること。業務責任者は、速やかに市担当者まで連絡すること。また、利用者が異常箇所等へ近づかないよう誘導すること。
- ⑨本業務従事中に、業務場所において、警察官・救急隊員等が緊急事案で来場した場合は、可能な範囲で情報収集にあたり、市担当者と連絡が取れるよう連絡体制を構築すること。
なお、知り得た情報は業務日報へ記載すること。
- ⑩バーベキュー利用者に対して、市が作成したアンケート用紙を配付し、回収すること。サンプル数については300程度とし、アンケートの実施方法については市担当者の指示に従うこと。アンケートを集計し、結果をCD-Rにより市へ提出すること。
- ⑪その他、業務場所及び日時に対し、市から変更等の指示があった場合は、その指示に従うこと。
なお、天候等により業務が中止となる場合は、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

(2) 業務時間及び業務人数

下表 ①の期間（2人）

（2人）午前8時から午後5時まで（休憩60分を含む。） ※実働8時間

下表 ②の期間（4人）

（2人）午前7時から午後4時まで（休憩60分を含む。） ※実働8時間

（2人）午前8時から午後5時まで（休憩60分を含む。） ※実働8時間

①	4/25、26、29、30 5/1、2、3、4、5、6、9、10、16、17、23、24、30、31 6/6、7、13、14、20、21、27、28、 7/4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、21、22、23、24、27、28、29、 30、31 8/3、4、5、6、7、17、18、19、20、21、24、25、26、27、28、29、30、31	計67日
②	7/18、19、20、25、26 8/1、2、8、9、10、11、12、13、14、15、16、22、23	計18日

(3) 業務方法

1班2名体制で、業務場所を徒歩により巡回しながら実施すること。

(4) 休憩時間

休憩は勤務時間中にとるものとし、その合計時間は60分とする。休憩に際しては、松江海岸休憩施設の管理棟を使用すること。また、複数班が業務に携わる業務日については、1班ごとに休憩すること。

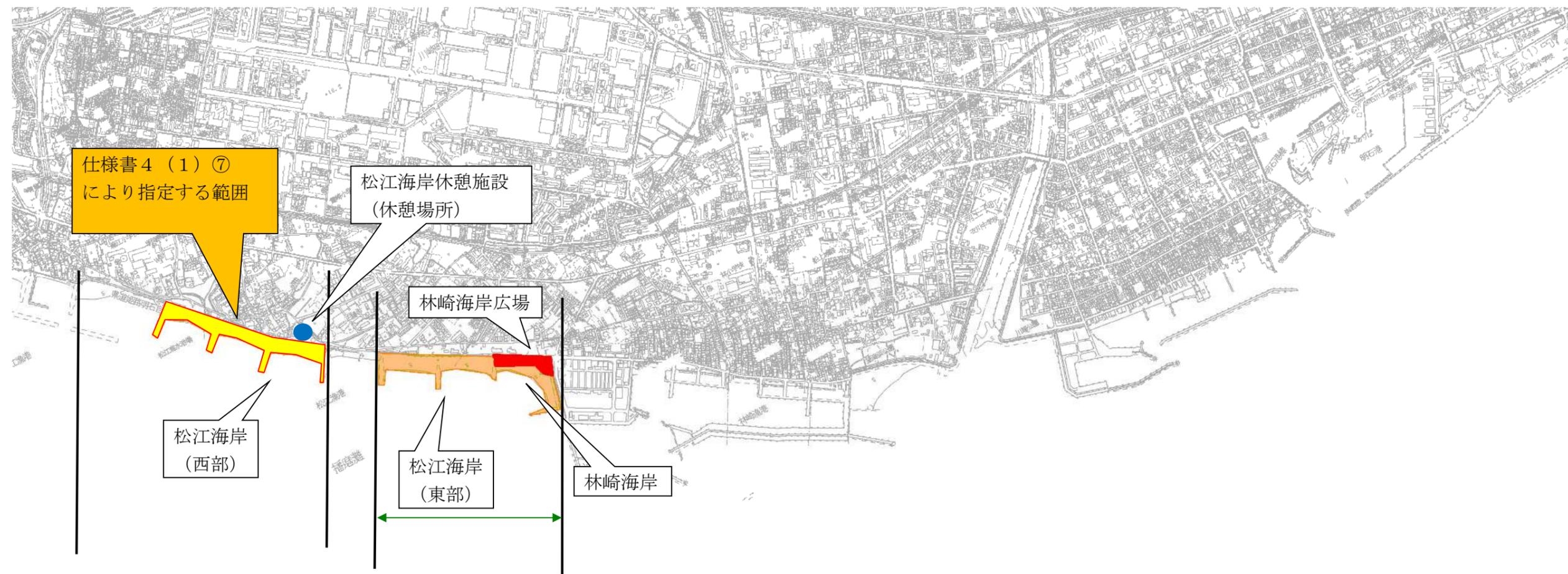
5 業務報告について

- ①受託者は、実施結果表（業務日報）を作成し、原則として毎日、前日分を市に報告すること。報告の方法は、FAX又は電子メールとする。
- ②受託者は、週間報告書を作成し、実施週の翌週火曜日までに市に報告すること。報告の方法は電子メールとする。ただし、市担当者の指示により、報告の方法を変更する場合がある。
- ③受託者は、実施月の月間報告書を作成し、翌月10日までに市に報告すること。ただし、振替等により実施する9月分については当月30日までに市に報告すること。報告の方法は、持参とする。
- ④松江海岸（西部・別紙1で示す範囲）の状況を撮影したデジタルカメラのデータは、CD-Rにより市へ提出すること。

6 その他

- ①本業務で配布するチラシは、市が作成したものに限る。印刷する部数については、市と受託者が協議のうえ決定し、受託者が印刷すること。
- ②受託者は、緊急時の連絡体制表を業務実施前に作成し市の承諾を得ること。
連絡体制表の作成にあたっては、警察、市等の関係機関と迅速かつ適切に連絡体制が図れるように留意すること。また、業務の実施に際して、業務関係者へ連絡体制表の周知を図ること。
- ③業務責任者は、業務の履行状況を常に把握しておくこと。
- ④受託者は、業務にあたる者に、制服、制帽、名札等の業務に必要な被服及び物品を、貸与すること。
- ⑤受託者及び業務にあたる者は、市が業務の実施に係る説明会等を開催する際には参加すること。
- ⑥業務中に使用する自転車等の交通用具は、受託者が準備すること。
- ⑦仕様書「4 業務概要（2）」に記載の業務時間及び業務人数について、委託者・受託者協議の上、変更することがある。
- ⑧本業務は、炎天下での常駐警備であり、警備員の熱中症対策等、健康管理には十分配慮すること。特に、こまめな水分補給や日よけの設置などの対策を講じること。なお、日よけ等の資材を使用する場合、その保管場所等については、市担当者の指示に従うこと。
- ⑨この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と受託者が協議して定める。

バーベキュー利用啓発業務 位置図



林崎海岸及び松江海岸の一部における バーベキュー等禁止区域について

- で示す範囲は、バーベキュー等可能区域です。
- で示す範囲は、バーベキュー等禁止区域です。
- で示す海浜利便施設は、みだりな火気の使用を禁止行為に規定しているため
バーベキュー等は禁止です。

